

## 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 及び雇用保険法の一部を改正する法律の概要

少子化対策の観点から、喫緊の課題となっている仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境を整備する。

### 1 子育て期間中の働き方の見直し

- 3歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度(1日6時間)を設けることを事業主の義務とし、労働者からの請求があったときの所定外労働の免除を制度化する。
- 子の看護休暇制度を拡充する(小学校就学前の子が、1人であれば年5日(現行どおり)、2人以上であれば年10日)。

### 2 父親も子育てができる働き方の実現

- 父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2か月(現行1歳)までの間に、1年間育児休業を取得可能とする(パパ・ママ育休プラス)。
- 父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度、育児休業を取得可能とする。
- 配偶者が専業主婦(夫)であれば育児休業の取得不可とすることができる制度を廃止する。

※ これらにあわせ、育児休業給付についても所要の改正

### 3 仕事と介護の両立支援

- 介護のための短期の休暇制度を創設する(要介護状態の対象家族が、1人であれば年5日、2人以上であれば年10日)。

### 4 実効性の確保

- 苦情処理・紛争解決の援助及び調停の仕組みを創設する。
- 勧告に従わない場合の公表制度及び報告を求めた場合に報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対する過料を創設する。

【施行期日】平成22年6月30日(ただし、一部の規定は、常時100人以下の労働者を雇用する事業主については3年以内の政令で定める日。) 4のうち、調停については平成22年4月1日、その他は平成21年9月30日。

## 省令・告示（指針）の改正のポイント

### 省 令

- ① 労働者の育児休業申出に対し、事業主が、申出を受けた旨及び休業期間等を書面等により通知する規定を追加。
- ② 改正法において省令に委任された事項について、労使により合意された労働政策審議会建議に盛り込まれた内容を踏まえて具体的内容を規定（短時間勤務の具体的内容の規定、介護休暇の具体的内容の規定、子の看護休暇の取得事由の追加、育児休業の再度取得要件の追加など）。

### 告示（指針）

- ① 改正法を踏まえ、不利益取扱いとして禁止される行為についての規定を整備（昇進・昇格の人事考課において不利益な評価を行うことを例示に追加など）。
- ② 労使協定を締結する場合には短時間勤務の対象外とすることができる「業務の性質又は業務の実施体制に照らして、所定労働時間の短縮措置を講ずることが困難と認められる業務」として、国際線客室乗務員の業務等を例示。

（その他制度を利用しやすくするための規定を整備。）